

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

## 準備書面（55）

2012年 3月 2日

松山地方裁判所 御中

### 行政事件訴訟法第23条の2の釈明処分行使により、 被告準備書面（3）の引用（高裁判決文）の全文提出の求め

下記のことについて、行政事件訴訟法23条の2に基づき裁判所に釈明処分の行使及び民事訴訟法149条に基づく担当裁判長の訴訟指揮を求める。

#### 記

- 1、 被告準備書面（3）で、『「予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものである場合」を詳細にしめしたものが平成17年大阪高裁判決であり』と述べ、同判決文の一部を3頁から4頁にかけて引用している。しかしながら、引用部分は「予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものである場合」の判示部分であり、どのように詳細に検討したのかは、全く不明である。原告らの反論において、大阪高裁が、「予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものである場合」との判示にいたる詳細な検討が不可欠であるので、被告に対して、同判決文の全文を証拠として速やかに提出するように、行政事件訴訟法23条の2に基づき裁判所に釈明処分の行使を求める。

2、 また、3月10日までに原告らに届くように、民事訴訟法149条に基づき担当裁判長の訴訟指揮を求める。

なお、上記の証拠の提出が、3月10日までに行われない場合は、原告らの反論を行いための時間が不十分となり、第6回口頭弁論が不可欠であることを述べておく。

以上